**平成３０年度前期判定分以降の特定事業所集中減算に係る**

**正当な理由の範囲と留意事項について**

**正当な理由の範囲の共通事項について**

**【正当な理由について】**

特定の法人に対して８０％を超えてサービスの紹介を行った居宅介護支援事業所は、特定事業所集中減算の対象となりますが、正当な理由がある場合は減算の対象外となります。

　正当な理由のうち②以外の理由は、紹介率８０％を越えたサービスごとになければなりません。また、④～⑦は正当な理由に該当するケアプランを除外して計算し、⑤～⑦については※の要件も満たせば、減算の対象外となります。

**【介護予防について】**

　　特定事業所集中減算では、計算するにあたって介護予防サービス計画の数を含めません。

**【各加算の判定時期について】**

　各加算の判定時期は、後期判定の３月１５日提出期限分については３月１日、前期判定の９月１５日提出期限分については９月１日現在で判定します。

【全サービス共通】

当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、対象となるサービス種別の事業所が５事業所未満である。

**①**

**【居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域について】**

居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域とは、運営規程に記載された通常の事業の実施地域であり、市に届け出たものになります。通常の事業の実施地域は、少なくとも利用者の８０％以上が含まれるように努めてください。

通常の事業の実施地域は、後期判定の３月１５日提出期限分については３月１日、前期判定の９月１５日提出期限分については９月１日時点の実施地域で判定します。

**【事業所数の判定時期について】**

　　事業所数の判定時期は、後期判定の３月１５日提出期限分については３月１日、前期判定の９月１５日提出期限分については９月１日現在の実施地域で判定します。

**【事業所数の確認方法について】**

　　各介護保険サービスは、愛知県公式ウェブサイト　愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループの「愛知県内介護保険事業所一覧」から、愛知県内の全ての事業所を調べることができます。愛知県以外の事業所数については各都道府県の介護保険関係のウェブサイト等でお調べください。

　　なお、「愛知県内介護保険事業所一覧」等は加算の状況ごとに掲載しております。例えば訪問介護では事業所一つで身体介助、生活援助と２行分があるため、重複した介護保険事業所番号の除外等必要に応じてデータの処理を行ってください。

判定期間における月平均のケアプラン数が２０件以下である。

**②**

**【月平均のケアプラン数について】**

　　月平均のケアプラン数には、介護予防のケアプランは含みません。また、サービスごとのケアプラン数ではなく、介護報酬の請求対象となる全てのケアプラン数になりますので、ご注意ください。③を算定している場合、全てのサービスに対して正当な理由があるとみなします。

【全サービス共通】

サービス毎に計算した場合に、対象となるサービス種別を位置づけているプラン件数が、判定期間におけるひと月当たりの平均で１０以下である。

**③**

【全サービス共通】

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

**④**

**【地域ケア会議等について】**

　　地域ケア会議等とは、名称に関わらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を指します。地域ケア会議等にはサービス担当者会議は含まれません。

　地域ケア会議等は、特定事業所集中減算の正当な理由を判定をするために開催するものではありません。

**【④を正当な理由とする場合について】**

　　④を正当な理由とする場合は、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けていることが必要です。利用者の理由書及び地域ケア会議等で意見・助言を受けていることがわかる文書を保存してください。利用者の理由書には少なくとも「記入日」「希望する事業所」「サービス名」「希望する理由（簡潔でも可）」「利用者の氏名」「署名又は押印」がなければなりません。

　　④では意見・助言を受けたケアプランのみ正当な理由となるため、そのケアプランを除外して計算し算定結果が８０％以下となれば、正当な理由に該当します。

当該居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に受審し、判定時に除外する居宅サービス事業所が情報公表制度における公表を行っている。

★

**【情報公表制度の訪問調査及び公表の判定時期について】**

　　情報公表制度の訪問調査及び公表は、後期判定の３月１５日提出期限分については当該年度、前期判定の９月１５日提出期限分については前年度の状況で判定します。

　　例えば、平成２９年度の訪問調査を行っている居宅介護支援事業所は、平成２９年度後期判定の平成２９年３月１５日提出期限分と、平成３０年度前期判定の９月１５日提出期限分について★の要件を満たすことになります。

**【訪問調査を自主的に受審することについて】**

　　愛知県が指定した指定調査機関により、情報公表の訪問調査を受けることを指します。

調査を行う前年の１月から１２月までに指定を受けた事業所で、前年の介護報酬額が１００万円を超える事業所は訪問調査が義務となり、義務の訪問調査であっても★の要件を満たします。

※訪問調査の申込等については愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイトで確認してください。

※新規に指定を受けた事業所は指定を受けた年に訪問調査を申し込むことができないため、★及び⑤から⑦の要件を満たすことはできません。（例として、平成２９年１月から１２月に指定を受けた事業所は、平成２９年度の訪問調査を受審することができませんが、平成３０年度以降の訪問調査は受審することができます）

※実地指導時に行われる調査など指定調査機関によらない調査は★及び⑤から⑦の要件を満たすことにはなりません。

**【情報公表制度における公表について】**

　　情報公表制度における公表とは「介護サービス公表システム（愛知県）」で事業所の情報を公表することを指します。事業所が公表しているかどうかは、「介護サービス情報公表システム」から「条件検索」を選択し、事業所名や事業所番号を入力すると事業所の公表年度が調べられます。判定には公表日ではなく公表年度を用いますのでご注意ください。

**【訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）】**

紹介率最高法人の事業所のうち、特定事業所加算及び処遇改善加算を算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が８０％以下となる。（訪問介護）

通所介護、地域密着型通所介護は、栄養改善体制加算、口腔機能向上体制加算及び個別機能訓練体制加算の3加算を**全て**算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が８０％以下となる。

**⑤**

**【各加算の確認方法について】**

　　愛知県公式ウェブサイト　愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループの「愛知県内介護保険事業所一覧」から、エクセルファイルを右スクロールすると愛知県内全ての事業所の加算を調べることができます。

**【訪問介護】**

紹介率最高法人の事業所のうち、通院等乗降介助の行える事業所が、当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に５事業所未満であり、通院等乗降介助を記載しているケアプランのうち、以上に該当する訪問介護事業所を除外して、計算すると８０％以下となる。

**⑥**

**【通院等乗降介助の確認方法について】**

愛知県公式ウェブサイト　愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループの「愛知県内介護保険事業所一覧」から、エクセルファイルを右スクロールすると「「施設等の区分」の項目があり、その列から通院等乗降介助の行える事業所を調べることができます。

除外できるのは、上記で確認できた事業所を位置付けている全ケアプランではなく、そのうち通院等乗降介助を計画しているケアプランのみとなりますので、ご注意ください。

**【通所介護（地域密着型通所介護を含む）】**

紹介率最高法人の事業所のうち、事業所を選んだ理由として、利用者の**居宅から最も近い事業所**（通所介護又は地域密着型通所介護)であるということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者がいる場合、その者のケアプランから該当する事業所を除外し計算すると算定結果が８０％以下となる。

**⑦**

**【利用者の居宅から最も近い事業所について】**

　　利用者の居宅から最も近い事業所とは、当該事業所と居宅の位置関係（直線距離又は、実際の移動距離）が最短距離であることを指します。正当な理由とされるためには、直線距離又は、実際の移動距離のどちらかによって、利用者の居宅から最も近い事業所であり、サービス担当者会議でもって確認されている必要があります。

　　直接距離の調べ方は、「介護サービス情報公表システム（愛知県）」にある「住まいから探す」の項目を選択すると、利用者の住所を入力することで利用者の居宅から最も近い事業所を調べることができます。実際の移動距離の調べ方は、インターネット等にある各種地図検索サービスで調べることができます。

**⑥**と同様に除外できるのは、アセスメント又はケアプランに、利用者の居宅から最も近いことが明記されているケアプランのみです。

**その他正当な理由と町長が認めた場合**

**※大治町では①から⑦以外のその他正当な理由は特に定めません。**